

那 霸 市 公 報

第 1 6 2 6 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 公 告 ◇

○ 指定管理者の指定申請について (公園管理課) 1010

◇ 上下水道局告示 ◇

○ 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について 1012

◇ 選挙管理委員会告示 ◇

○ 選挙人名簿の縦覧場所について 1013

○ 在外選挙人名簿の縦覧場所について 1014

◇ 正 誤 ◇

○ 那覇市公報第 1618 号その 2 の正誤 1014

公 告

那覇市公告第 173 号

平成 26 年 8 月 6 日

掲 示 済

指定管理者の指定申請について

平成 27 年 4 月 1 日からの那覇市波の上ビーチ広場の管理を行う法人その他の団体を、次のとおり募集いたします。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 名称及び位置

名 称 那覇市波の上ビーチ広場

位 置 那覇市若狭 1 丁目 25 番（旭ヶ丘公園内）

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市波の上ビーチ広場指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

3 指定予定期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日（1 年）

4 応募資格

- (1) 那覇市に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処されている者がいないこと。
- (4) 会社更生法及び民事再生法等による手続き中でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止法等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

5 指定申請の方法

- (1) 指定申請書、募集要項の配布及び提出場所
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 8 階
那覇市建設管理部 公園管理課

(2) 提出書類

- ①那覇市指定管理者指定申請書
- ②誓約書
- ③定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
- ④法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書
- ⑤役員の名簿及び履歴書
- ⑥組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ⑦指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書
- ⑧指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- ⑨指定管理者の指定の予定期間に属する各年度のビーチ広場の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- ⑩納税証明書
 - ア 法人の場合は、直近 3 ヶ年の市税の完納証明書。設立 1 年未満の場合は、代表者の直近 3 ヶ年の市税の完納証明書。
 - イ その他団体の場合は、代表者の直近 3 ヶ年の市税の完納証明書。
- ⑪その他市長が必要と認める書類

(3) 指定申請書及び募集要項の配布期間

平成 26 年 8 月 6 日(水)から 10 月 6 日(月)まで
午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(4) 募集要項等に関する質問受付

平成 26 年 8 月 19 日(火)から 8 月 28 日(木)まで

(5) 説明会の開催

那覇市役所 8 階 会議室 (801)
平成 26 年 8 月 18 日(月) 午後 2 時から 4 時

(6) 申請書類の受付期間

平成 26 年 8 月 19 日(火)から 10 月 6 日(月)まで
午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(7) 提出方法

指定管理者指定申請書（様式 1）のほか、必要書類をご持参ください。
（郵送、FAX による提出はできません。）

6 問い合わせ先

〒900-8585
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 8 階
那覇市建設管理部 公園管理課 栗国、大城
TEL 098-951-3239
FAX 098-951-3206

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 14 号
平成 26 年 7 月 23 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
0295	有限会社 イケマ	浦添市内間 4 丁目 17 番 23 号	池間 正浩

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 9 号

平 成 2 6 年 8 月 1 5 日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 1 項の規定により、平成 26 年 9 月 3 日から同年 9 月 7 日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

縦覧場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第10号
平成26年8月15日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

第100号) 公職選挙法（昭和25年法律第30条の7第2項の規定により、平成26年9月3日から同年9月7日まで縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

縦覧場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎12階
那覇市選挙管理委員会事務局

正 誤

那覇市公報第1618号その2の正誤

2014（平成26）年4月15日付け那覇市公報第1618号その2の那覇市上下水道局規程第2号について、次のとおり訂正する。

頁	訂 正 箇 所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
358	冒頭 一行目	第2号様式の2（第2面、第5条第4号関係）	第2号様式（第2面、第5条第4号関係）
366	再生水利用申請書 変更届 様式の左肩	5号様式（第5条第2関係）	第5号様式（第5条第2項関係）